

平成 30 年度第 3 回高知県個人情報保護制度委員会議事概要

1 日時 : 平成 31 年 1 月 28 日 (月) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 25 分まで

2 場所 : 高知会館 4 階「やまもも」

3 出席者 : 委員

岡林会長、稲田副会長、妹背委員、関委員、浜永委員、福島委員
実施機関

障害福祉課 西岡主事

健康対策課 川内課長

(医療政策課 横川主査 安芸福祉保健所 西川次長)

警察本部 地域課 齊藤係長 久百々主事

事務局

文書情報課 徳橋課長、柿内チーフ、杉尾

4 会議した事案の件名

(1) 諮問案件

ア 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項 (条例第 8 条第 3 項第 3 号関係)

及び個人情報の本人収集の原則の例外に関する事項 (条例第 8 条第 4 項第 7 号関係)

障害者支援施設及び障害児入所施設の整備に係る事務 (障害福祉課)

イ 個人情報のオンライン結合による提供に関する事項 (条例第 11 条第 2 項関係)

難病患者等訪問診療事業に関する事務 (健康対策課)

山岳・水難事故その他の事故に関する事務 (警察本部地域課)

ウ 個人情報保護制度の運営に関する重要事項 (条例第 35 条第 2 項関係)

条例の改正に関する事項 (文書情報課)

(2) 報告事項

個人情報のオンライン結合による提供に関する事項

5 議事概要

(1) 諮問案件

ア 要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項 (条例第 8 条第 3 項第 3 号関係)

及び個人情報の本人収集の原則の例外に関する事項 (条例第 8 条第 4 項第 7 号関係)

「障害者支援施設及び障害児入所施設の整備に係る事務」 (障害福祉課)

実施機関から、前回の個人情報保護制度委員会での委員からの意見を受け、調査票を見直し、入所者調査票と待機者調査票に分け、調査項目も整理をしたと説明があった。

委員から、調査票内容は当初の案より精査され良かったと意見があった。また、待機者情報は、待機者数のみ市町村に提供するのかと確認があり、実施機関からは、待機場所ごとの総数を提供しようと考えているとの説明があった。その他に、障害者支援施設入所者及び待機者調査（案）の公表の仕方の書き方を修正した方が良い。と意見があり、承認された。

イ 個人情報のオンライン結合による提供の制限の例外に関する事項

「難病患者等訪問診療事業に関する事務」（健康対策課）

実施機関から、難病患者等訪問診療事業について説明があり、チームケアを円滑に進めるためには、正確な診療情報を詳細かつタイムリーに全ての関係者が共有し、連携して対応することが重要であることから、高知医療介護情報連携システムに参加し、情報提供することで、参加事業者間で難病患者の状態を詳細に共有することが可能となり、患者にとってより充実した療養支援を行えるため参加が必要との説明があった。

委員から、安芸福祉保健所だけの特別な事業かと質問があり、実施機関からは、安芸福祉保健所と中央西福祉保健所で行っているが、中央西管内の地域では高知ケアラインが十分普及していないため、今回は安芸福祉保健所のみとの説明があった。

また、患者の同意の確認及び安芸福祉保健所のどういう立場の人をシステム登録者とするのか質問があり、実施機関からは、事業を実施している直接の担当保健師、担当チーフ、担当課長を考えていると説明があり、承認された。

「山岳・水難事故その他の事故に関する事務」（警察本部地域課）

実施機関から、山岳事故及び水難事故等の発生状況・危険箇所等を県警ホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を県民及び県外観光客に行うことで、同様の事故の発生を防ぐためとの説明があった。また、基本は本人同意を求めるが、亡くなられた場合は家族からの同意を得ると説明があり、異議なく承認された。

ウ 個人情報保護制度の運営に関する重要事項

「条例の改正に関する事項」（文書情報課）

実施機関から、高知県個人情報保護条例改正の趣旨の説明があり、委員会からは要請事項が付されて承認された。

(2) 報告事項

個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について

事務局から、個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について協議があった1課3件の事項について報告があった。